

令和 7 年 度

監 査 計 画 書

潮 来 市 監 査 委 員

令和7年度 監査等年間計画

1 実施方針

潮来市の公正で合理的かつ効率的な行財政運営確保のため、違法や不当の指摘にとどまらず、是正、改善、検討等を求めることにも重点を置き、潮来市監査基準に則り、監査等を実施する。

監査等の実施にあたっては、適正な事務執行の確保に向けた組織運営に努めているか、市民福祉の向上に資する行政サービスが法令に適合し、最小の経費で最大の効果を挙げているか等の観点に立ち、事務事業の内容を検証し、合规性及び正確性はもとより、経済性、効率性、有効性を重視し、監査等の実施に努める。

2 実施予定の監査等の種類及び対象

監査等の種類及び対象は、次のとおりとする。実施にあたっては、過去の監査結果に対する措置状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で 監査等を行うこととする。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

市の事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、文書事務、経理事務、契約事務、財産管理事務、現金等管理事務、その他の事務が法令・例規等に従って適正に行われているかという合规性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から検証する。対象部課は、おおむね4年間で一巡することとし、各部ごとに実施する。また、令和7年度から、対象部課が管理している準公金等についても監査を行う。

(2) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計及び特別会計、並びに企業会計について、毎月の出納における帳票類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、保管現金等の検査を行う。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された令和6年度の決算を対象に、関係諸表の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを検証する。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかを審査する。

イ 公営企業会計決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、業績、財政状態について審査するほか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかを審査する。

(4) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が適正かを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかについて、決算審査と併せて審査する。

(5) 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて決算審査と併せて審査する。

(6) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

特定のテーマまたは特定の事業について、効率的、効果的、経済的な事務運営ができているか等を主眼に、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(7) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助に係る市の事務が、その目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、所管部署が当該団体に対して指導監督及び財政チェックを適切に行っているかについて、監査委員が必要と認めるときに監査を実施する。

市から財政的援助を受けている監査対象団体については、財政的援助に関わる部分を監査の対象とし、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期等を勘案して決定するものとする。

ア 財政的援助団体

市が補助金等の財政的援助を継続的に行っている団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ 出資団体

市が出資や出捐を行っている団体について、その事業が出資や出捐の目的に沿って適切に運営されているか、また、会計経理等が適正に行われているかという観点と併せ、経営成績及び財政状態などの経営的な観点から監査を実施する。

ウ 指定管理者

市の公の施設の管理を行っている団体について、公の施設の管理に係る事務の執行が、協定上の義務の履行と併せて適正かつ効率的に行われているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

(8) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査の補完または監査委員が必要と認めるときに財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施する。

3 監査等の実施予定

監査等の実施予定は、別表のとおりとする。

4 監査結果の報告及び公表

監査委員の行った監査等による意見及び指摘事項を記載した監査の報告書は、監査終了後速やかに作成し、市長、議長及び関係機関に報告するとともに公表する。

また、監査等は住民のために実施するものであることを踏まえ、事実関係を簡潔な文章表現とすることに留意してまとめるものとする。

5 その他

本計画に定める各監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、監査委員による協議のうえ実施するものとする。

別表

監査等の種類	実 施 時 期	監 査 対 象
定期監査	10 月中旬～11 月下旬	【市長公室】 秘書課・企画政策課 【総務部】 総務課・財政課・税務課 【部外】 行財政改革推進室・会計課 選挙管理委員会 固定資産評価委員会
例月出納検査	4 月 24 日(木) 5 月 28 日(水) 6 月 25 日(水) 7 月 25 日(金) 8 月 26 日(火) 9 月 25 日(木) 10 月 24 日(金) 11 月 27 日(木) 12 月 25 日(木) 1 月 27 日(火) 2 月 26 日(木) 3 月 26 日(木)	一般会計及び特別会計及び 公営企業会計に係る現金の 出納事務
決算審査 【一般会計・特別会計】	7 月下旬～8 月中旬	一般会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
【公営企業会計】	6 月上旬～7 月上旬	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計
基金運用状況審査	決算審査に合わせて実施	収入印紙等購買基金
健全化判断比率等審査	決算審査に合わせて実施	健全化判断比率 資金不足比率
行政監査	監査委員が必要と認めた時	監査委員の協議により決定
財政援助団体等監査		
随時監査		
その他 4 月 18 日(金) 7 月 29 日(火) 8 月 28 日(木)～29 日(金)	茨城県都市監査委員会総会及び監査委員研修会 関東都市監査委員会定期総会 全国都市監査委員会総会及び研修会	